



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和3年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D 0 0 3 (4) ア中「F E I A 法又は L A 法」を「E L I S A 法、 F E I A 法又は L A 法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次を加える。
- (29) 15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、 ELISA法により血清中のSCCA2量を測定した場合は、本区分の「35」抗デス モグレイン1抗体の所定点数を準用して、月1回を限度として算定する。ただし、本 検査及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」TARCを同一月中に 併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 $D000\sim D002$ (略) $D000\sim D002$ (略) D003 糞便検査 D003 糞便検査 $(1)\sim(3)$ (略) $(1)\sim(3)$ (略) (4) カルプロテクチン(糞便) (4) カルプロテクチン(糞便) ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎 ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎 症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断 症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断 補助を目的として測定する場合は、ELISA法、 補助を目的として測定する場合は、FEIA法又は FEIA法又はLA法により測定した場合に算定 LA法により測定した場合に算定できる。ただし、 腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少など できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹 痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者 の症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血 であって、肉眼的血便が認められない患者におい 便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸 て、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡 疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として 前の補助検査として実施すること。また、その要旨 実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報 を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する 酬明細書の摘要欄に記載すること。 こと。 イ・ウ(略) イ・ウ(略)

(5) (略)

D004~D013 (略)

D014 自己抗体検査

(1)~(28) (略)

(29) 15 歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症 度評価を行うことを目的として、ELISA法により 血清中のSCCA2量を測定した場合は、本区分の 「35」抗デスモグレイン1抗体の所定点数を準用し て、月1回を限度として算定する。ただし、本検査及 び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」 TARCを同一月中に併せて行った場合は、主たるも ののみ算定する。

(5) (略)

D004~D013 (略) D014 自己抗体検査

(1)~(28) (略)

(新設)